

2019年（令和元年）5月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

部等における他課に属しない事務（プレミアム付商品券に係る事務）に係る要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2019年（平成31年）4月24日付けで諮問（第965号）された部等における他課に属しない事務（プレミアム付商品券に係る事務）に係る要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第8条第1項第3号及び第4号の規定による社会的身分及び病歴を取り扱う必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第2項第5号の規定による個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項ただし書の規定による個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、社会的身分及び病歴を取り扱う必要性、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）事業は、2019年（令和元年）10月1日から消費税・地方消費税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、「消費税率引き上げに伴う対応」の閣議決定及び本事業

の実施に要する経費を盛り込んだ令和元年度予算が2019年(平成31年)3月27日に成立したことにより、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、商品券販売事業を行う市区町村に対し、国全体で総額約1,700億円の助成支援が行われることとなった。

これを受け、本市においても福祉健康総務課が主な担当課となり、令和元年度に国から補助金を受け、対象となる市民に商品券を販売する予定となっている。

商品券の購入対象者は、2019年(平成31年)1月1日において本市に住民登録がされており、令和元年度市民税(均等割)が課されていない者(ただし、市民税が課されている者の扶養親族等や生活保護制度内で対応される受給者等を除く。)(以下「非課税者」という。))及び2019年(令和元年)6月1日において本市に住民登録がされており、2016年(平成28年)4月2日から2019年(令和元年)9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主(以下「子育て世帯主」という。))である。

商品券の購入には購入引換券が必要となるが、非課税者については、市から送付する引換券申請書を提出した者に購入引換券を交付し、子育て世帯主については、対象となる世帯主あてに市から購入引換券を送付する。

商品券の販売額は、1人につき総額25,000円の商品券を20,000円で販売し、子育て世帯主には対象児童の数を乗じた金額となる。

福祉健康総務課では、地方税法第22条「秘密漏えいに関する罪」に抵触するため税情報を取り扱うことができず、商品券の購入対象となると思われる市民に申請書や説明書を送付することが難しいため、市民税課が、非課税又は未申告の者に市民税が課されていない旨の通知を行う際に、商品券の申請書等を同封して送付する。なお、広報やチラシなどにより、市民に商品券の制度周知を行う。

市民から提出された申請書については、私書箱を経由して受託者に集約させ、記載内容の確認及び進捗管理を受託者に依頼する。その後、受託者がデータ化したファイル及び申請書を福祉健康総務課が受け取り、そのデータに基づき、商品券の購入引換券交付要件について審査を行う。交付要件の一つである、市民税(均等割)が課されていないことの確認については、申請時に申請者本人の同意を得て行うが、その他の要件については、迅速・正確に審査を行うために、事前に関係課・関係機関から情報を収集しておき、コンピュータ処理を行う。

交付決定後、交付対象者のデータ(住所、氏名、生年月日)を受託者に渡し、受託者が購入引換券を作成し、発送する。交付対象者は82,200人と想定しており、作業量が膨大なため作業の一部を専門業者に委託する。

以上のことから、要配慮個人情報を取り扱うこと、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 本事業で取り扱う要配慮個人情報について

ア 生活保護法に基づく受給者の住所、氏名、生年月日

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者の住所、氏名、生年月日

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律受給者の住所、氏名、生年月日

エ 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の住所、氏名、生年月日、及び措置日

以上の情報については、個人情報保護条例第8条第1項第3号の社会的身分及び同項第4号の病歴に該当すると思われるが、国全体で行われるこの本事業を公平に実施するためには、引換券交付要件に関するこれらの情報が必要不可欠であることから、要配慮個人情報を取り扱うものである。

なお、受託者へ渡すデータには、以上の要配慮個人情報は含まれない。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集する個人情報の項目

ア 本市の関係課から収集するもの

(ア) 住民基本台帳

住所、氏名、生年月日、住民日、世帯主名、住民届出日、異動事由、異動日、転出先住所

2019年(平成31年)1月1日に本市に住民登録をしている者及び交付決定までに死亡した者

所管課 市民窓口センター

(イ) 生活保護法に基づく受給者の情報

住所、氏名、生年月日

2019年(平成31年)1月1日時点で生活保護を受給している者、2019年(平成31年)1月1日時点で生活保護が停止している者及び2019年(平成31年)1月2日から2019年(令和元年)10月1日までに生活保護が停止又は廃止になった者

所管課 生活援護課

(ウ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者の情報

住所、氏名、生年月日

2019年(平成31年)1月1日時点で支援給付を受給している者、2019年(平成31年)1月1日時点で支援給付が停止している者及び2019年(平成31年)1月2日から2019年(令和元年)10月1日までに支援給付が停止又は廃止になった者

所管課 生活援護課

(エ) 障がい者のうち、養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報

住所、氏名、生年月日、入所等年月日

交付決定までに入所等措置がとられている者

所管課 障がい福祉課

(オ) 児童のうち、障害者支援施設への入所等の措置がとられている者の情

報

住所，氏名，生年月日，入所等年月日

所管課 障がい福祉課

事務の名称 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による自立支援給付その他支援並びに指定特定相談支援事業者及び地域生活支援事業に係る事業者の指定に関すること

(カ) 高齢者のうち，養護者から虐待を受けたことにより，入所等の措置がとられている者の情報

住所，氏名，生年月日，入所等年月日

所管課 地域包括ケアシステム推進室

事務の名称 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定による養護老人ホーム等への入所に関すること

イ 関係機関から収集するもの

児童福祉法，障害者総合支援法，身体障害者福祉法，知的障害者福祉法及び売春防止法の規定により，入所等の措置がとられている児童の情報

住所，氏名，生年月日，入所等年月日

交付決定までに入所等措置がとられている者

所管関係機関 神奈川県児童相談所

(4) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性について

購入引換券の交付対象者は82,200人と想定しており，一定期間内に本人から個別に情報を収集した場合，莫大な時間・労力・費用を要することとなり，本事業の目的達成が困難になる。本業務を迅速に遂行するためには関係課・関係機関が保有する情報を収集する他に方法がないため，個人情報を本人以外から情報を収集する必要がある。

(5) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

購入引換券の交付対象者は約82,200人と想定しており，通知すべき相手が多数であるため，通知にかかる費用や事務量が過分に必要となり，本市の事務処理の効率性が著しく損なわれることから，個別の通知は省略したい。なお，代替措置として，個人情報を本人以外から収集することについて，広報等で周知を図る。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

本事業については，国の制度の目的から，迅速かつ正確な事務処理を求められるが，購入引換券の交付対象者は82,200人と想定しており，対象者の抽出や資格審査等を手作業で行うことは不可能であるため，コンピュータによる処理が必要と考える。また，膨大な事務処理を行うため，処理の一部を専門業者に委託し，効率的な事務の運用を図りたい。

(ア) 業務委託を行う項目

a 提出された購入引換券申請書の内容のデータ化

- b 購入引換券交付対象者データに基づく購入引換券の発送
- イ コンピュータ処理を行う情報と項目
- (ア) 申請情報（福祉健康総務課）
住所，氏名，生年月日，電話番号，申請日
 - (イ) 課税情報（市民税課，本人同意によるもの）
住所，氏名，生年月日，均等割額
 - (ウ) 住民基本台帳（市民窓口センター）
住所，氏名，生年月日，住民日，世帯主名，住民届出日，異動事由，異動日，転出先住所
 - (エ) 生活保護法に基づく受給者の情報（生活援護課）
住所，氏名，生年月日
 - (オ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付の受給者の情報（生活援護課）
住所，氏名，生年月日
 - (カ) 障がい者のうち，養護者から虐待を受けたことにより入所等の措置がとられている者の情報（障がい福祉課）
住所，氏名，生年月日，入所等年月日
 - (キ) 児童のうち，障害者支援施設への入所等の措置がとられている者の情報（障がい福祉課）
住所，氏名，生年月日，入所等年月日
 - (ク) 高齢者のうち，養護者から虐待を受けたことにより，入所等の措置がとられている者の情報（地域包括ケアシステム推進室）
住所，氏名，生年月日，入所等年月日

ウ 安全対策

- (ア) 福祉健康総務課での安全対策について
 - a 各課から福祉健康総務課に提供されるデータについては，住民基本台帳の情報は，IT推進課に依頼し，基幹システムから抽出を行い，直接IT推進課に設置されているネットワークサーバに保存するが，それ以外の情報は，福祉健康総務課に設置している基幹システム（保健福祉総合システム）から抽出を行う。各基幹システムから抽出できない場合は，該当データをCSVファイル形式で出力するか，紙媒体で提供する。ファイルについては，パスワードを設定し，利用できる職員を限定する。データの受渡しについては，パスワード設定や生体認証などが可能な媒体（USBメモリを予定）を使用し，双方の職員同士が直接受渡しを行うと共に，媒体については，紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また，その際には受渡し簿を作成し，双方で確認する。
 - b 関係機関(神奈川県児童相談所)から提供されるデータについては，神奈川県が整理した対象者情報について，LGWANメールによりExcelファイル形式で藤沢市に提供される。
 - c 提供されたファイルについては，パスワード設定を行うと共に，福

祉健康総務課内の業務系端末に保存し使用する。業務系端末にアクセスする際は生体認証を設定すると共に、使用を所属長に許可された必要最小限の福祉健康総務課職員に限定する。

- d 媒体については、管理責任者を定め、鍵のかかるキャビネット等で管理し、データの移行後は速やかに媒体内のデータを消去する。
- e 商品券事業終了後(2020年(令和2年)3月を予定)、提供されたファイルについては、業務系端末のネットワークドライブから消去し、使用できないようにする。
- f 事務を行う執務室については、業務時間外は施錠され、フロア全体が職員以外立入禁止となる。
- g やむを得ず紙に出力したデータについては、鍵のかかるキャビネット等で管理し、使用終了後は執務室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄する。

(イ) 受託者に求める安全対策について

- a プライバシーマーク及びISMS又はこれと同等と市が認める資格を取得していること。
- b 作業場所が機械警備・監視カメラ・有人監視・IDカードの導入等によるセキュリティ管理がなされていること。
- c サーバーを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録すること。
- d 業務責任者及び従事者についての名簿を提出すること。
- e 作業現場への職員の立会いが可能であること。さらに緊急時や確認が必要なときに、藤沢市役所本庁舎から公共交通機関により2時間以内で移動可能な場所に作業場所を設置すること。
- f 端末操作については、ユーザーID及び暗証番号による認証を行い、端末操作を関係職員に限定すること。
- g 暗証番号は定期的に変更すると共に操作の状況を記録すること。
- h 個人情報とは端末には保存せず、入退室制限を設けた保管施設に設置されているサーバーで一括管理すること。
- i 作業を行う端末等については、外部ネットワークと接続しないこと。
- j 端末については、コンピュータウイルス対策ソフトを利用し、最新のウイルスパターンを適用し、ウイルス対策を施すこと。
- k やむを得ず紙に出力したデータについては、作業室内でシュレッダーなどにより確実に速やかに廃棄すること。
- l データの受渡しについては、パスワード管理や生体認証などが可能な媒体を使用し、双方の職員同士が直接受渡しを行うと共に、媒体については、紛失しないよう施錠が可能な専用ケース等に収納して複数人で運搬する。また、その際には受渡し簿を作成し、双方で確認する。運搬車両はコンテナ積載型、ワゴンタイプ等積み荷に対して施錠管理のできるものを使用する。
- m 通知書を運搬する際は容器に収納し、事故等の際にも散乱しないよ

う、措置を講じること。

- n 業務委託後は速やかにデータを消去し、記録媒体等があるときは、専用ソフトでデータ消去し完全に復元できないようにするか、シュレッダーなどにより、データを復元できないように処理をして廃棄すること。また、その際は廃棄証明書を提出すること。
- o 提供する情報については、市の許諾なくして複写又は複製しないこと。
- p 関係職員については、個人情報や情報セキュリティに関する必要な研修及び指導を行うと共に、個人情報管理が適正に行われているか点検を行うこと。
- q 守秘義務違反に関する責任の所在を明確にするとともに、業務従事者に周知徹底すること。
- r 取り扱う全ての情報に対して、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えいなどが行われないよう管理を徹底すること。

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(7) 実施時期（予定）

2019年（令和元年）5月から2020年（令和2年）3月まで

(8) 提出資料

- ア プレミアム付商品券事業市町村担当者説明会資料（抜粋）
- イ プレミアム付商品券事業概要
- ウ プレミアム付商品券事業実施要領
- エ プレミアム付商品券事務の流れ
- オ 業務委託契約書（案）
- カ 業務委託仕様書（案）
- キ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 社会的身分及び病歴を取り扱う必要性について

実施機関では、本事業で取り扱う要配慮個人情報については、国全体で行われるこの本事業を公平に実施するためには、引換券交付要件に関するこれらの情報が必要不可欠である、としている。

以上のことから判断すると、社会的身分及び病歴を取り扱う必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、購入引換券の交付対象者は82,200人と想定しており、一定期間内に本人から個別に情報を収集した場合、莫大な時間・労力・費用

を要することとなり、本事業の目的達成が困難になる。本業務を迅速に遂行するためには関係課・関係機関が保有する情報を収集する他に方法がないため、個人情報をも本人以外から情報を収集する必要がある、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

実施機関では、購入引換券の交付対象者は約82,200人と想定しており、通知すべき相手が多数であるため、通知にかかる費用や事務量が過分に必要となり、本市の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個別の通知は省略したい、としている。

なお、代替措置として、個人情報を本人以外から収集することについて、広報等で周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(4) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

実施機関では、本事業については、国の制度の目的から、迅速かつ正確な事務処理を求められるが、購入引換券の交付対象者は82,200人と想定しており、対象者の抽出や資格審査等を手作業で行うことは不可能であるため、コンピュータによる処理が必要である、としている。

また、膨大な事務処理を行うため、処理の一部を専門業者に委託し、効率的な事務の運用を図りたい、とのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策

実施機関が2実施機関の説明要旨(6)コンピュータ処理についてウ安全対策の(ア) a から g まで及び(イ) a から r までにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

(ア) 福祉健康総務課での安全対策について

- a 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (ア) a
- b 利用後にデータを確実に消去するための措置 (ア) d, e, g
- c データ媒体の安全性を高めるための措置 (ア) a, c
- d ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (ア) b
- e その他受託者の安全対策を高めるための措置 (ア) d, f
- f 日常的な安全対策 (ア) d, f, g

(イ) 受託者に求める安全対策について

- a データ媒体の安全性を高めるための措置 (イ) l, m
- b 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置 (イ) f

- c 利用後にデータを確実に消去するための措置 (イ) k, n
- d ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置 (イ) i, j
- e 必要最小限の従事者以外の者によるデータの外部への持ち出しを防止するための措置 (イ) r
- f 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置
(イ) a, d, e, l, p, q
- g その他受託者の安全対策を高めるための措置 (イ) h, o
- h 日常的な安全対策 (イ) b, c, g

以上、個人情報を取り扱う場合については、条例、藤沢市情報セキュリティポリシー基本方針、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程、データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、受託者に対し、業務委託契約の履行状況について報告を求め、実地調査を的確に行うこと。また、受託者の従業者に対しても、その受託業務に関して条例第59条又は第60条の違反行為をしたときは、当該各条の罰則が適用されることを受託者に対し、指導すること。

以 上